



令和 8 年度 学童保育所利用のしおり

1 学童保育所とは（放課後児童健全育成事業）

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後などに児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（学童保育所での生活の一例）

時刻	平日	1日保育の日	備考
8:00		登所開始	8時より前は学童保育所に入れません
9:00		学習・遊び	1日保育の日：1～2時間程度、学習の時間を設けます
.			
12:00		昼食・休憩	昼食後 30 分程度休憩します
14:00	登所・学習	遊び	
15:00	おやつ	おやつ	登所時間や降所時間により前後します
16:00	遊び・学習	遊び・学習	平日：30分程度、学習の時間を設けます
17:00			17時を過ぎると保護者のお迎えが必要となります
18:00	延長保育	延長保育	お迎えや退室が18時を過ぎると延長保育です
19:00	最終降所	最終降所	

2 学童保育所の開所日時

（1）開所日

月曜日～土曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

（2）開所時間

・平日 放課後～午後7時

・土曜日、東大和市立小学校が休みの日 午前8時～午後7時

※午後6時～午後7時の利用については、別途申請が必要となります（詳細は、「8育成料・延長育成料・間食費について」をご覧ください）。

※開所日時は東大和市立小学校を基準としているため、それ以外の学校には対応していません。

3 登所・降所について

学童保育所の登所・降所は児童が自ら行います。通学路を基準に、保護者が一緒に登所・降所経路の安全確認を行ってください。学童保育所での児童の送迎は行いません。

学童保育所へは、学校から直接登所させてください。また、学校休業日は、午前8時から9時までの間に自宅から直接登所させてください。

安全確保の観点から、午後5時を過ぎる降所の場合は、保護者の方のお迎えが必要となります。また、荒天、不審者情報があった場合などは、送り迎えをお願いすることがあります。

学童保育所には送迎用の駐車場はありません。近隣の方の迷惑になりますので、路上駐車は絶対にしないでください。

お迎えの際に、児童の安全のため、身分証明書等の提示をお願いする場合があります。

4 登降所状況の通知、保護者との連絡等を行うアプリの導入について

令和8年4～5月頃より、登降所状況の通知や保護者の皆さまとの連絡を行うアプリ（以下「ココキッズ」）を、段階的に導入します。

登録方法などの詳細は、導入時にあらためてお知らせします。

なお、ココキッズの導入にあたり、保護者の皆さまに新たな費用負担はありません。スマートフォンの利用が難しい場合などは、個別にご相談ください。

※緊急時の際、ココキッズにて一斉連絡するため、登録のご協力をお願い致します。

【主な機能】

- ・緊急時の連絡配信
- ・登降所状況の通知
- ・連絡帳機能（出欠連絡機能含む）
- ・お知らせ配信（学童だより）

【各種機能導入予定時期】

- ・緊急連絡機能：4月
- ・登降所状況の通知機能：5月
- ・連絡帳（出欠連絡含む）／お知らせ機能：6月

5 登降所の連絡について

ココキッズ導入後は、児童が登所・降所の際にカードを受信機にタッチすることで、保護者の皆さまへ通知が届きます。

6 学童保育所の持ち物

持ち物には必ず記名をしてください。

(1) 入所初日の持ち物

- ・コップ（割れないもの） 1個
- ・上履き（スリッパ不可） 1足
- ・着替え（上衣、下衣、下着、靴下、着ていた服を入れる袋） 1式
- ・傘（置き傘用） 1本

※入所決定通知に同封の「児童台帳」については、必ず記載の提出期限までに学童保育所へ提出してください。食物アレルギーは必ず記載してください。

(2) 毎日の持ち物

- ・連絡帳
- ・手拭きタオルまたはハンカチ
- ・学校の宿題など、30分程度学習を行える教材

(3) 給食のない日や、土曜日、市立小学校が休みの日などで一日保育の日

- ・お弁当 保冷剤を付けるなど、防腐対策をお願いします。

※長期休暇期間中の仕出し弁当の手配を行っています。申込み方法などは実施前にお知らせします。土曜日は実施しません。

※持ち物は、学童保育所ごとに異なる場合があります。



7 連絡帳の記入をお願いします

ココキッズが導入され次第、現在の紙の連絡帳は廃止しますが、導入までの間は移行期間として、これまでと同様に紙の連絡帳のご記入をお願いします。

学童利用の場合は30分単位の「降所時間」を記入してください。1日保育の日の利用の場合は1行目に「登所時間」、2行目に「降所時間」を記入してください。また、お迎えの有無（お迎えの場合は「む」や「迎」、お迎え無しの場合は「1人」など）、欠席する日の記入をお願いします。

その他、連絡事項・質問などがありましたら、記入をお願いします。

学童保育所からも連絡事項・お子さんの様子などを記入することがあります。

※当日急遽、学童保育所を欠席することとなった場合などは、平日は午前中まで、1日保育の日は午前9時まで、学童保育所へ電話（留守電）またはFAX（第二クラブニ小内育成室、第三クラブ、第四クラブ四小内育成室にはFAXはありません。）により連絡をお願いします。（学校だけではなく学童保育所へも欠席の連絡をお願いします）

※保護者の方の連絡先が変更になった場合は、学童保育所にご連絡ください。

（連絡帳記入例）

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			4:30 1人	休	17:30 む	9:30 17:00む

8 育成料・延長育成料・間食費について

学童保育所の利用には、育成料・間食費（おやつ代）がかかります。利用申請時に公簿の確認に同意をされた方で、同一世帯第2子以降（兄弟姉妹で入所が決定した方）、生活保護世帯の方、市区町村民税（以下「市民税」と記載）非課税世帯の方は、育成料及び延長育成料は以下の表の金額となります。また、間食費は一律の金額となります。

	育成料 (月額)	延長育成料 (定期利用月額)	延長育成料 (1回利用)	間食費 (月額)
市民税課税世帯	4,500円	2,500円	500円	1,500円
同一世帯第2子以降	2,000円	1,500円	500円	
生活保護世帯	無料	無料	無料	
市民税非課税世帯	無料	無料	無料	

・同一世帯第2子以降（兄弟姉妹で入所が決定した方）の方

いずれの子が退所し、該当しなくなった場合は通常の育成料等となります。

・生活保護世帯の方

生活保護が決定された翌月分から保護の廃止月まで適用されます。

・市民税非課税世帯の方

4月～8月分は令和7年度、9月～3月分は令和8年度の市民税額により決定します。市外の親族の被扶養者であったり、収入がなかった方、収入があったが勤め先から市に給与支払報告書が提出されていなかったり、申告義務があっても未申告である方が世帯にいる場合、非課税世帯として確認できないため適用されませんのでご注意ください。

また、育成料等の決定後に、税の申告等によって市民税が変更になったときは、育成料等を再決定しますので、税の申告をした場合は速やかに青少年課にお申出ください。なお、再決定によって育成料等が無料となる場合、変更後の市民税が決定した月（決定後の市民税が青少年課で確認できた月）の翌月から適用となります。月を遡っての決定はされませんのでご注意ください。

例 8月上旬 申告→9月 非課税を確認→10月分育成料から無料

※令和7年1月1日及び令和8年1月1日時点、東大和市以外に住居基本台帳の登録がある方は、東大和市に課税情報がないため、登録のある自治体で非課税証明書を取得し、令和7年度分は入所決定時、令和8年度分は6月～7月の間に青少年課にご提出ください。

・延長育成料について

午後6時～午後7時の利用には、延長育成料がかかります。学童保育所または青少年課で申請をしてください。お迎えが遅れて午後6時を過ぎてしまった場合や、午後6時前にお迎えに来ていても、退室が午後6時を過ぎた場合は、延長育成料がかかります。また、1日利用の延長育成料については、利用した月の翌月に納入通知書を送付します。
・定額利用（月に何度でも延長保育を利用できます。利用日前日までに申請が必要です。）
・1日利用（1日のみ延長保育を利用できます。当日利用の場合は、学童保育所で「所定の様式に」記入の上、ご提出いただきます。迎えにきた方が、申請者以外のご家族、ヘルパー等でも、記入をお願いする場合があります。）

※月額利用の申請は遡ってできません。1日利用を数回したあとに月額利用申請を提出した場合は、月額利用分と別に1日利用分を利用した日分が別に請求されます。

例①：前月中に延長の定期利用の申請をしていた場合（課税世帯）

→申請した月は何度利用しても延長育成料（定期利用月額）2,500円のみ

例②：月の初旬に1回だけ1日延長利用した後、中旬に月額利用の申請をして数回延長利用した場合（課税世帯）

→延長育成料（1回利用）×1回+延長育成料（定期利用月額）=3,000円

例③：延長の定期利用は申請せずに1日利用を4回利用した場合（課税世帯）

→延長育成料（1回利用）×4回=2,000円

※納期限までに入金の確認ができなかった場合

納期限は、原則月の末日（12月分のみ12月25日）で、末日が土日祝日の場合は、その翌営業日です。納期限が超過してからも入金の確認ができなかった場合、市から納付の確認を電話でさせていただきます。基本的には保護者の携帯にご連絡させていただきますが、数度架電しても連絡がつかない場合はお勤め先にご連絡させていただきます。予めご了承ください。

9 育成料・延長育成料・間食費のお支払いをお願いします

入所承認後に口座振替のお手続きをしていただくか、入所した月に送付される納入通知書でお支払いをお願いします。市では、育成料等のお支払いは口座振替でのお支払いをおすすめしております。口座振替のお手続きについては、入所承認通知書に同封の案内をご確認ください。口座振替は、納期限に行います。納期限は、原則月の末日（12月分のみ12月25日）で、末日が土日祝日の場合は、その翌営業日となります。

なお、口座振替時、残高不足により引き落としができなかった場合、再度引き落とし処理はされません。引き落としができなかった方には納付書をお送りしておりますので、金融機関等でその納付書でお支払いをお願いいたします。翌月分以降は再度口座振替で引き落としとなります。

10 育成料及び延長育成料の免除について

疾病等により月の全日数を休所する場合は、育成料・延長育成料が免除されます。（おやつを食べないことになるため間食費もかかりません。）ただし、**事前の申請が必要**です。（月初から月末まで休所する場合に該当するため、月をまたいで1月分休所する場合は該当とはなりません。）

また、生活困窮世帯に該当する場合は、育成料・延長育成料が免除されます。（**間食費は免除対象にはなりません。**）免除決定された方は、申請した月の翌月から金額が免除されます。遡って適用はされませんのでご注意ください。

申請の詳細は、青少年課にお問い合わせください。

※ 生活困窮世帯とは、生活保護を受給していないが、生活保護と同程度の状況の世帯のことです。申請する月の直近の過去3か月分の収入状況等により判定されます。判定するための資料（給与明細書等や帳簿）が必要となります。（4月からの育成料・延長育成料の免除の申請は3月に受付します。12月～2月の収入状況等の資料をご用意いただきます。）

免除の決定後、免除理由が継続していることを確認するため以下の資料（給与明細書等や帳簿）の提出をお願いします。

(1) 4～6月中に免除の決定を受けた方

① 6～8月分の資料 9月18日まで

② 9～11月分の資料 12月18日まで

(2) 7～9月中に免除の決定を受けた方

① 9～11月分の資料 12月18日まで詳しくは免除決定通知の際にお知らせします。

申請に必要な書類は各家庭の状況によって変わりますので、詳しくは青少年課までお問い合わせください。

11 配食サービスについて

学校が長期休業中の期間に限り、昼食の配食サービスを利用することができます。費用は別途必要となります。詳しくは後日お知らせします。

12 臨時休校などへの対応

(1) 台風・大雪・ゲリラ豪雨・熱中症特別警戒アラート等の荒天時など

- ・学校が休みになったときや、学校の登校時間が遅れるとき
午前8時から開所します。
- ・下校時間が早まるとき
下校時間に合わせて早く開所します。



※荒天の際は、児童の安全確保のため保護者の方の送り迎えが必要です。登所等に危険が伴う状況である場合は、可能な限り自宅待機をお願いします。

(2) 各種感染症による学級閉鎖等

お子さんが所属する学級や学年が学級・学年閉鎖した場合は、感染の拡大を防止するため、本人が罹患していなくても学童保育所を利用することはできません。

学級閉鎖等については、流行している感染症のさらなる拡大防止の観点から、児童同士の接触を避けるために講じられます。

学童保育所においても、これと同様に閉鎖対象となった学級や学年等の児童の利用を停止するものです。ご理解ご協力をお願いいたします。

(3) 地震など

震度5弱以上の地震があった場合や、東海地震等の警戒宣言が発令された場合、学童保育所は臨時休所となります。学童保育所での保育中の場合、安全確保のため一時的な避難を行います。速やかにお迎えをお願いします。一定の時間までにお迎えがなかった場合は、避難所へ移動したり、学校へ引き渡すことがあります。

(4) 感染症への対応

感染症に感染した場合は、医師等から登所可能の判断がされるまでは登所できません。また、同居家族が感染した場合で本人の体調がすぐれない場合は、登所をお控えください。

13 保護者への緊急連絡等の一斉連絡は「ココキッズ」で行います。

ココキッズが導入され次第、緊急の休所や学童保育所に関わる大切なお知らせは、本アプリにて行いますので、登録のご協力をお願い致します。

なお、導入までの間は、紙のおたよりや連絡帳、電話等により対応します。

14 長期の欠席の場合は申請が必要です

1か月以上欠席する場合は、事前に所定の様式を学童保育所または青少年課へ提出してください。

なお、3か月以上連続して欠席する場合は、入所承認が取り消され退所となります。

また、連絡のないまま1か月欠席した場合も入所承認が取り消しとなりますのでご注意ください。

※事前に休所の手続きをすることで、育成料・延長育成料・間食費が免除となります。ただし、月の途中から休所した場合は、その月の育成料と延長育成料は免除となりません。(1か月未満の欠席から延長して、結果的に1か月の欠席となっても対象にはなりません。)

※1か月未満の欠席の場合でも、1か月の開所日のうち13日以上連続で欠席する場合は、事前に所定の様式により間食辞退の届出をすると間食費が減額となります。(1か月未満の休所の規定はないため、間食辞退のみの届出となります。)

15 入所の要件を満たさなくなった場合は退所となります

入所の要件を満たさなくなった場合(保護者の退職、育児休業の取得、出産後2か月を経過しても復職していない、市外へ転居したなど)、無届出で1か月以上欠席した場合、3か月以上欠席した場合は退所となります。学童保育所または青少年課へ所定の様式を提出してください。

また、入所の要件は引き続き満たしていても、勤務先や勤務条件が変更になった場合は、就労証明書の再提出をお願いします。

なお、過年度も含む入所児童及びその兄弟の育成料、延長育成料及び間食費の滞納が正当な理由なく6か月以上となった場合は、入所承認の取消要件に該当し、退所となります。支払いが困難となった際には、まずは速やかに青少年課にご相談ください。

16 学童保育所ではスポーツ安全保険に加入します

学童保育所では傷害保険に加入します。お子さんが学童保育所でお怪我をされた場合には、ご案内いたします。登降所中の怪我也対象になる場合がありますので、万一の場合はお知らせください。補償の内容は次のとおりです。

- ・死亡、後遺障害 3,000万円
- ・入院日額 4,500円
- ・通院日額 1,500円

※この保険は見舞金的な性格のもので、治療費を補てんするものではありません。

※習い事先への移動など、通常の登所・降所経路から大きく外れた場所での事故は対象になりません。

※故意の危険な行為(高いところから飛び降りる、崖を滑り降りる、川を飛び越える等)による事故は対象になりません。

17 学童保育所での生活に不安がある方はご相談ください

学童保育所での生活に不安がある方は、学童保育所の支援員までご連絡をお願いします。申請時に療育に関する書類を添付して頂いている方には、支援員からご連絡を差し上げる場合があります。

18 学童保育所を退所し、ランドセル来館の利用をご希望の場合

所定の様式(退所)をご提出したうえで、各月の提出期限までにランドセル来館利用申請書の提出が必要となります。また、就労証明書や診断書は3か月以内のものをご用意いただくこととなりますのでご注意ください。提出期限や提出書類等、詳しくは、「令和8年度学童保育所・ランドセル来館申請案内」をご覧ください。

19 その他留意事項

- ・児童が故意にクラブの設備や備品などを破損した場合、弁償していただく場合があります。

- ・より良い保育環境を整え集団生活を円滑に行うため、個別支援が必要となる場合は小学校等の関係機関に情報提供を求め、また、情報提供をすることがあります。
- ・学童保育クラブは「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待に気づいたとき、虐待が疑われるとき、虐待の通報が入った時は速やかに子ども家庭センターや児童相談所へ通告する義務があります。
- ・利用途中の塾や習い事等の後の利用はできません。
例外は、夏休み中の学校のプールや補習等の学校が主催する行事や通院のみとなります。
また、一旦降所してから登所することはできません。

20 届出一覧

下記のとおり届出が必要となっている内容に該当した場合には、学童保育所か青少年課へ書面をご提出ください。(口頭のみ不可。)書式は、学童保育所か青少年課、市のホームページからダウンロードできます。

	内容	提出書類	期限
入所事項変更	転職・勤務変更・復職等(入所要件は満たすが、申請内容が変更になった場合)	申請内容変更届及び就労証明書	速やかにご提出ください。
	退職・退院・退学等(他の入所事項にも該当しない場合)	各種届出書(退所)	
	妊娠	申請内容変更届及び母子手帳の写し	
申請時届出内容の変更	結婚・離婚・転校・連絡先の変更等	申請内容変更届及び必要書類	速やかにご提出ください。
間食辞退	開所日連続13日以上 の休所または食物アレルギーによる 間食辞退	各種届出書(間食辞退)	<u>休所の前日まで</u> ※遡り適用はありません。
1か月以上の休所	1か月以上3か月未満の休所	各種届出書(休所)	<u>休所の前日まで</u> ※遡り適用はありません。
延長保育(1日利用)	臨時的に延長保育を利用する場合	各種届出書(延長学童保育)	利用当日まで ※当日急遽延長となった場合は、当日のお迎え時に届出書を学童保育所で記載・提出ください。
延長保育(定期利用)	延長保育を定期的に利用する場合または利用期間を延長する場合	学童保育所延長学童保育利用申請書	<u>延長保育利用の前日まで</u> ※遡り適用はありません。

	内容	提出書類	期限
免除申請	生活困窮となった場合	学童保育所育成料 ・延長育成料免除 申請書及び必要書類	免除を受けようとする月の前月まで ※事前に青少年課にご連絡ください。
ランドセル来館事業への切り替え	学童保育所を退所し、ランドセル来館を利用したい場合	各種届出書（退所） ランドセル来館利用申請書及び必要書類	各月の受付締切日まで 例 5月開始 4/15まで 10月開始 9/11まで



左記の QR コードから市HPへアクセスすると
必要な様式がダウンロードできるべえ



うまべえ

【問合せ】

東大和市教育委員会 教育部

青少年課 青少年育成係

☎042-563-2111 内線 1741～1744